主なコメントの概要とその対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

項目	コメントの概要	備考
【論点 1】本論点整理の対象となる研究及び開発		
1) 検討の進め方について	本論点整理に記載されている整理の進め方に同意する。 会計基準の検討にあたっては、研究及び開発の定義や開発費の資産計上を認める場合の要件など、日本の会計基準、米国会計基準、国際財務報告基準の間での違いを極力なくす方向で検討すべきと考える。	論点整理の考え方である。
2)「無形資産」の概念の明確化	IFRS とのコンバージェンスを考慮すると、研究開発費の内、研究と開発の定義を明確にし、研究（研究局面）の部分は費用処理をし、開発（開発局面）の部分は一定の要件を満たす限り資産計上を行うと言う方向での見直しには賛成である。しかしながら、研究、研究局面、開発及び開発局面の定義を行なうに当たっては、無形資産の概念を明確にした上で、これらの定義を無形資産の概念と整合性を持たせ、また、客観的なものにしておく必要があると考える。	引き続き検討する。
3)「開発」の定義	米国会計基準の定義における「既存の製品等、生産工程、製造方法及びその他の継続的操業に関する日常的または定期的な変更は、その変更が改良に該当するとしても開発には該当しない」という文言を我が国基準の定義に加えることにより、改良が日常的または定期的なものか否かという一定の判断の指針が示され、新しいもの、著しい違いをもたらすことを要件とする開発の本質とその範囲をより明確にすることができ、開発費を区分する上で実務上も判断の整合性、画一性を保つことに役立つものと考える。 一方、既存の製品の生産開始後にこれを著しく改良するための設計が存在する場合、これについて「事業上の生産」がすでに開始されていると判断するのか、あるいは著しく改良された設計による生産が未だ始まっていないものとして判断するのか、実務での判断に混乱が生じる恐れがあるため、開発の定義について、国際財務報告基準の「事業上の生産または使用の開始前における」の文言を加えることは慎重であるべき。	「研究」、「開発」の定義について、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえつつ、より適切な対応がないかどうか、引き続き検討する。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	コメントの概要	備考
4)「研究」、「開発」の定義の例示	「研究」,「開発」の定義については，定性的・抽象的な線引きにより企業の実務が混乱しないよう,現行基準からの変更内容を明示する等,会計基準において具体的な説明をお願いしたい。 今後、一定の開発費について資産計上が求められることが前提となると、研究開発費を研究費と開発費に区分するため、現行の定義見直しが必要と考えられる。その際、両者を明確に区分できるような定義の見直しを期待するとともに、具体的な考え方や例示を示してもらいたい。また、開発費の資産計上を求める場合は、研究と開発の違いについて、明確化する指針等を設けたうえで、両者を明確に区分できない場合の対応方法や按分計算する場合の考え方なども示していただければと思う。 仮に一定の開発費について、国際財務報告基準と同様に資産計上する会計処理を求める場合、研究費と開発費のそれぞれの本質や範囲をより明確に捉えることが、不可欠になる。これを可能にし、実務上の判断に資するため、抽象的な性質である定義に加えて典型的な例示を付すことが有用であると考える。 本論点整理を踏まえて、「研究開発費等に係る会計基準」の改正及び同実務指針の廃止を含めた見直しが行われるものと思われるが、その場合特に、適用指針等の開発に当たって、研究と開発の具体的内容を示すことにより、何が研究で何が開発かについて、財務諸表作成者が容易に識別できるような明確な基準が示されるよう、十分な検討を望むものである。 論点整理第 23 項から第 24 項に「研究」と「開発」の定義見直しについての要否に関する両論が記載されているが、開発費の一部を資産計上する方向に鑑み、より詳細な区分・定義の明確化が望ましいと考える。また、定義の明確化を図る上で、米国会計基準第 2 号第 8 項の「日常又は定期的な変更」の如く開発に該当しないケースの例示を行う、あるいは国際財務報告基準第 38 号第 56 項並びに第 59 項のように、研究活動及び開発活動についての例示を行うことを検討願いたい。日本の会計基準においても「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」の第 2 項で研究・開発が例示されており、当該箇所を研究と開発に明確に分けて例示することが考えられる。 研究開発費は繰延資産と無形資産に関連し、資産性と期間の費用配分の関係につき整理が難しい点もあるが、基準策定にあたっては実務上の取扱いが明確になるよう整理すべき。	「研究」、「開発」の定義について、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえつつ、より適切な対応がないかどうか、引き続き検討する。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	コメントの概要	備考
5)「研究」、「開発」の範囲	最近では企業の社会的責任（ＣＳＲ）の観点から、環境関連の研究など、「直ちに特定の生産活動に貢献することを意図していない基礎研究」も実例としてあることから、研究費および開発費の範囲を狭めてしまうと、企業の成長を妨げるだけではなく、社会に貢献する意欲までも失わせてしまう原因となる可能性がある。また、日本企業の国際競争力を高めるなどの理由から試験研究費に関しては、税制上の優遇措置がされていることからも、研究費および開発費の範囲を狭めてしまうことのないようお願いしたい。	「研究」、「開発」の範囲について、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえつつ、見直すかどうか検討する。 なお、税法上の取扱いについては、会計基準が直接扱う問題ではない。しかしながら、実務上の混乱を招かないためには、ご指摘の点にも配慮した検討や周辺諸制度との調整を行うことが必要であることは認識しており、そのような対応を行っていくことを考えている。
6) 研究局面・開発局面の定義	IAS では、研究及び開発という用語と併せて、「内部プロジェクトの研究局面及び開発局面」という用語を用いているが明確に定義は行われていない旨、記載されている。この点、コンバージェンスの検討を行うにあたり必要な情報として、IAS ではあえてこのような用語を用いている根拠やどのような適用が行われているかについても、検討した方が良いと思われるがどうか。	引き続き検討する。
7) 繰延資産に該当する開発費との関係	論点整理の「論点整理を行なう範囲」において、繰延資産に該当する開発費については、これまで同様適用範囲外とするとしている。会計基準上の研究開発費と上記の繰延資産としての開発費の関係は、従来から必ずしも明瞭とはいえなかったと考えられる。したがって、この際、対象外とするのではなく、この関係を整理し、取扱いの明瞭化を図るべきであると考える。 本論点整理では研究開発費等会計基準を中心に検討がなされているが、日本の会計基準においては、繰延資産の一つとして開発費が掲げられているため、財務諸表等規則などについても整合性を図ることを検討すべき。	繰延資産に該当する開発費においては、これまでも研究開発費会計基準の研究開発費とは区別されている。この関係を整理する必要はあるが、現行の取扱いについては踏襲することでどうか。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	コメントの概要	備考
8）他の企業のために行う研究開発	国際的な会計基準とのコンバージェンスという観点から「成果そのものの販売を意図した活動まで開発の定義に含めることが適切か否か」を論点にかかげる一方、「一定の契約のもとに、他の企業のために行う研究開発」は本論点整理の対象外とされている（論点整理 10 項）。両者はいずれも成果を他社へ引渡すことに変わりはなく、論点整理上、取扱いを異にする理由が明らかでないように思われる。このため、両者を論点整理の対象とした上で、開発の定義に含める方向で検討してはどうか。（もしくは、「一定の契約のもとに、他の企業のために行う研究開発」（10 項）を論点整理の対象外とする積極的な理由等を追加説明してもらいたい。）。	「一定の契約のもとに、他の企業のために行う研究開発」を検討対象とすべきか、引き続き検討する。
9）その他	・研究開発費の原価要素（例えば人件費等）につき、内外企業間の比較可能性が阻害されないよう、また企業による恣意性が排除されるよう、詳細な基準を策定することが望ましいと考える。 ・対外的に対抗できるような権利を伴わない支出・投資に関する会計処理を取り扱うものと理解すると、権利として表象されるものに関する会計処理との関係を整理し具体的に記載するのが　実務上有益ではないかと考える。 ・開示にあたっては、開示科目、注記等の開示方法についても詳細に記載して戴きたい。	引き続き検討する。
【論点 2】社内開発の取扱い		
10）検討の進め方について	本論点整理に記載されている整理の進め方に同意する。	論点整理の考え方である。
11）社内開発費の資産計上について	一定の要件を満たすことにより社内開発費の資産計上を求めた場合に、開発途上の段階においては、償却を行なわず、当該資産が使用可能となった時点において、償却を開始することに賛成である。また、開発の失敗が見込まれる場合に、それまでに計上した資産を一時償却することに賛成である。 公正価値による評価対象を拡大する現在の潮流において、日本の会計基準上も「社内開発費」を資産計上する方向性自体に異存は無い。	引き続き検討する。
12）資産計上の判断基準（「技術的実行可能性」）	「技術的実行可能性」とは、どういう条件がどの時点で達成された場合にこれを認めることができるのか、論点整理の文言だけでは不明瞭である。この結果、企業ごとに技術的実行可能性の判断が異なる基準で行われてしまい、結果として財務情報の比較可能性が損なわれる可能性がある。	引き続き検討する。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	コメントの概要	備考
13）資産計上の判断基準（「無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法」）	無形資産の有用性を立証するにあたりどの程度の確実性が必要とされているのかを明確にしなければ、実務での判断に混乱が生ずるものと考える。例えば、画期的な新製品等については、市場での評価について見積りが難しいケースが想定される。このような場合、企業が無形資産の有用性を立証する際や、会計士がその判断にあたる際に、専門家等の第三者の調査結果を用いる必要があるとすれば、それに係るコストも相当なものが見込まれる。このことは、そもそも我が国において開発費の資産計上を認めるか否かの判断にも重要な影響を及ぼすものと考えられる。仮に資産計上を認めたとして、コスト負担できる企業とできない企業によって、開発費の取り扱いが異なるとすれば、新興企業などの開発能力の評価が適切になされない恐れがあり、財務情報の比較可能性を損なうものと考えられる。さらに、資産計上にあたっては、金額的に回収できるかどうか（見積られる収益の額と開発費との比較）も必要と考えられるが、この場合についても、見積り収益をどの程度の確実性をもって見積れればよいのかが明らかでないため、明確な指針を明示すべき。 社内の開発費を資産計上する要件として、収益に結びつく蓋然性が必要とされる。日本の会計基準において、現状、開発に関する支出を全て発生時に費用処理を行っていることから、資産計上に必要とされる蓋然性については会計基準及び適用指針等により、明確な判断基準を示して戴きたい。また、国際的な会計基準との間で、資産計上の蓋然性の程度について齟齬がないように十分、調査・検討して戴きたい。 理論的には、資産の定義を満たした開発費を資産計上することは理解できるが、実務的には、開発費が将来の収益獲得に結びつく蓋然性については、経営者の判断に依存する度合いが大きく、実務上の混乱を避けるため、個々の要件に関して具体的な考え方や例示を示してもらいたい。（経営者の判断に依存する度合いが高い分、各社の会計処理に相違が生じない工夫が必要かと思われる。）。	引き続き検討する。（コスト負担できる企業とできない企業があるのではという点については、当委員会の検討の範囲外であると考える。）
14）資産計上の判断基準（企業の規模）	国際財務報告基準の資産計上要件では「資産の取得原価を信頼性をもって測定することができる」、「完成させることの技術上の実行可能性」、「使用または売却できる能力」等、同じ開発内容であっても企業の規模等によって異なる結果となることも考えられる。要件定義にあたっては、これらを踏まえた検討が必要と考える。	引き続き検討する。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	コメントの概要	備考
15）資産計上の判断基準（具体例）	開発費の資産計上を認める場合の要件については、設例等を示すなど実務的な観点からできるだけ明確にする必要があると考える。 一定の要件を満たすものについては資産計上を行うことを前提とし、IAS 第 38 号第 57 項の要件を十分に検討し、実務上の取扱いが明確となるよう、出来る限り客観性のある要件を定めるようにして戴きたい。	引き続き検討する。
16）特定の研究開発目的の機械装置等に関して	現行の「研究開発費に係る会計基準」注解 1 によれば、特定の研究開発目的の機械装置等の原価は、取得時の研究開発費として処理することとされているが、今後、一定の社内の開発費を資産計上した場合、特定の研究開発目的の機械装置等の会計処理にも影響があるのか。	一定の社内の開発費を資産計上した場合、特定の研究開発目的の機械装置等の会計処理にも影響があるものと考えられる。引き続き検討する。
17）資産計上後の会計処理（償却期間）	経済的耐用年数の決定等に関しては、実務的に判断が難しい場合が多く考えられため、今後、十分な議論が必要であると考える。	引き続き検討する。
18）資産計上後の会計処理（定期的償却）	国際的な会計基準と整合的であることが望ましいのは当然であるが、のれんの償却と同様の議論になる可能性があることを危惧する。例えば資産計上した無形資産において耐用年数を確定出来ない場合、一切償却せず、減損テストを実施して兆候がある場合に一気に減損を計上する会計処理については、このような場合にも何らかの定期的償却（例えば税法基準等）が出来ないかどうかも含めて慎重に検討願いたい。	引き続き検討する。
19）資産計上後の会計処理（減損テスト）	無形資産として減損テストを行う場合、開発途上段階では回収可能額の合理的な見積りが通常と比べて困難であることから、資産の評価方法について具体的なガイドラインを提示するなどの点に配慮した基準策定が望ましい。	引き続き検討する。
20）資産計上後の会計処理（耐用年数を確定できる場合）	論点整理では国際財務報告基準での「耐用年数を確定できる場合」の定義が明示されていないが、「耐用年数を確定できる場合」の定義を明確にした上で今後の検討を行って戴きたい。なお、耐用年数が確定できない開発費としては、新しいブランドの創出に繋がる開発案件で、そのブランドの存続期間の見積りができないケースがあると考える。	引き続き検討する。
21）資産計上後の会計処理（償却方法の例示）	成果の利用を開始したと判断された時点は、資産計上された開発費の償却を開始するための重要な起点となるため、具体的な考え方や例示を示してほしい。 また、償却方法に関して一般的に定額法が想定されるが、それ以外の方法が考えられる場合には具体的に例を示していただければと思う。	引き続き検討する。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	コメントの概要	備考
22）開発費用の戻入	資産計上の検討にあたっては、会計期間を超えていったん費用化した開発費用につき、後日資産計上すべきものとして認識されたものの会計処理についても言及すべき。	引き続き検討する。（資産計上される開発費は一定の要件を満たした時点以後に発生した開発費に限ることが適当ではないかと考えられる。）
23）実務上の負担に配慮すべき	我が国会計基準の考え方に示されるように、「実務上客観的に判断可能な要件を規定することは困難であり、抽象的な要件のもとで資産計上を求めることとした場合、企業間の比較可能性が損なわれるおそれがある。」との事情に変わりは無い。開発費の資産計上を認める場合には、開発テーマ毎の資産性につき、毎期判断を求められるなど、その実務上・監査上の負荷は膨大なものとなる懸念がある。したがって、運用面への十分な配慮をお願いしたい。	実務上の混乱を招かないためには、ご指摘の点にも配慮した検討や周辺諸制度との調整を行うことが必要であることは認識しており、引き続き検討する。
24）関係法制度（開示制度及び税法等）との関係を整理すべき	会計問題ではないが、開発費の資産計上を行った場合でも、現行の研究開発税制のメリットが縮減され、研究開発意欲が低下することとならないような調整が不可欠である。 税法との調整を図り、できる限り税務調整が不要となるように配慮して戴きたい。	税法上の取扱いについては、会計基準が直接扱う問題ではない。しかしながら、実務上の混乱を招かないためには、ご指摘の点にも配慮した検討や周辺諸制度との調整を行うことが必要であることは認識しており、そのような対応を行っていくことを考えている。
【論点３】企業結合等により取得した仕掛研究開発の取扱い		
25）検討の進め方について	本論点整理の考え方に同意する。	論点整理の考え方である。
26）仕掛研究開発費の資産計上について	企業結合等により取得した仕掛研究開発を資産計上することについては、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からも賛成である。 公正価値による評価対象を拡大する現在の潮流において、「企業結合時の仕掛研究開発」を資産計上する方向性自体に異存は無い。	いただいたコメントも踏まえ、仕掛研究開発を資産計上することが可能かどうか、引き続き検討する。
27）社内開発費との関係の整理	企業結合等により取得した仕掛研究開発と社内の開発費の処理については、その整合性について留意願いたい。	引き続き検討する。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	コメントの概要	備考
28）個別買入との関係の整理	仕掛研究開発の処理について、論点整理 80 項を除き、企業結合等により取得した場合として、企業結合より取得した場合と個別買入れした場合とを区別せずに検討している。しかし、当該項目について、米国では個別買入れについては、費用処理のまま見直しを行っておらず、処理が見送られている旨紹介されており（論点整理 71 項）、処理の統一が図られていない状況を参考にして、日本ではどのように考えて行くか検討する必要があると思われるがどうか。	企業結合等により取得した仕掛研究開発の取扱いと、個別買入により取得した仕掛研究開発の取扱いを整合させるか、もしくは米国基準に倣って区別させるかは、今後の重要な論点の一つであり、いただいたコメントも踏まえ、引き続き検討する。
29）仕掛研究開発とその後の生産活動等との関係	論点整理第 88 項で「仕掛研究開発とその後の生産活動等との間に、必ずしも一対一の対応関係があるとは限らない」とあるが、これは自社の開発においても、また「研究」から「開発」への過程においても同様に考えられることから、実務上の実行可能性、恣意性の排除について充分な検討が必要と考える。	いただいたコメントも踏まえ、引き続き検討する。
30）認識後の会計処理	製造業等では、研究開発の結果に基づいて、次世代製品の開発を行い、さらにその次世代製品の開発を行うなどのケースは一般的である。最初の研究開発に要した開発費の償却費が、次世代の開発費に集計され、さらに、それがその次世代の開発費に集計され、と繰り返されることによって、当分の間 P/L に費用として計上されない可能性がある。当初の研究開発の効果は、確かに次世代品・次次世代品の研究開発にも及ぶと考えられるものの、陳腐化等により効果が薄れることもあると考えられるので、延々と資産計上されることには違和感がある。また、次世代品の研究開発に用いられる部分と、現在生産販売されている製品に用いられる部分とで償却費を按分することになると考えられるが、償却費を何に基づいて按分するかを明確に定めることは困難であると考えられる。	企業結合により取得した仕掛研究開発費の償却開始時期、償却期間の考え方については、いただいたコメントも踏まえつつ、実務的な対応に即した検討を引き続き行っていく。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	コメントの概要	備考
31）仕掛研究開発の時価評価に関して	企業結合の取得時において、仕掛研究開発について市場による価値評価が行われることは極めて限定的であると考えられるため、時価の把握が困難な場合の対応方法について具体的な考え方などを示してはどうか。たとえば、仕掛研究開発の処理について、改訂前の米国会計基準では、費用処理とされていたが、その際の配分額については、公正価値（一般的には超過収益法）によっていたのではないかと思われる。このような、米国の実務も参考として検討してはどうか。 本論点整理第 80 項にも記載されているように、取得原価の配分方法として、企業結合により取得した仕掛研究開発の時価の算定は難しい問題であるから、この問題への対応も含め、適切な取得原価の配分計算が行えるよう、現行の企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の見直しが望まれる。 仕掛研究開発の取得時における取得価額等の算定に関して、仕掛研究開発のみを買い入れる場合には、当該購入価額に基づき、計上額を算定するため、実務的に難しい問題ではないと考えるが、企業結合の場合には、買収価格の一部分を構成する仕掛研究開発の公正価値を評価し、その他の無形資産の評価も行なった上で、買収価格の配分等を行なうことになる。この公正価値の算定にあたり、我が国においてはインフラが十分に成熟していないように思われる。特に仕掛研究開発においては、その評価の特殊性・専門性から評価に関して難しい問題を含んでいるように思われ、企業の比較可能性を阻害し、実務上混乱をきたすのではないかと考えられる。このため、仕掛研究開発の評価の指針等を設ける必要があると考えるものである。（あらた） 国際財務報告基準では仕掛研究開発は企業結合日の公正価値に基づき資産計上することとなっているが、第三者が公正価値を算定できるケースは限定的であると思われ、恣意性の排除が基準策定の上では重要となると考える。国際財務報告基準での実例を調査・研究することにより具体的な基準を策定することが望ましい。	いただいたコメントも踏まえ、どのような、評価方法が適切であるか引き続き検討する。
研究開発費に関する論点の整理 その他		

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	コメントの概要	備考
32）無形資産会計全体の検討の方向性を示すべき	本論点整理第6項において、「国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、特に重要な問題として認識された項目は、社内の開発費の取扱い及び企業結合等により取得した仕掛研究開発の取扱いである。」と記載されているが、我が国にはいまだ無形資産の会計基準がなく、無形資産の議論が明確になっていない現状においては、本論点整理のテーマが「特に重要な問題として認識された項目」であることの理由が理解しにくいものと思われる。既に我が国の会計基準として成立している「研究開発費等に係る会計基準」の一部を改正しなければならない理由を説明するためには、無形資産に関する会計基準の検討状況を示した上で説明することが必要と考える。本論点整理が国際的な会計基準とのコンバージェンスの作業の一環として検討されていることは理解しているが、本論点整理のテーマを検討する前に、今後貴委員会が開発を予定している、無形資産の会計基準の方向性を明確に示すことが望ましいものと考える。 「無形資産に関する会計基準」の開発を当初の目的として検討を開始し、今回は重要な差異のある開発費を取り上げて検討を行っていると思われるが、全体像の把握のためにも、今後の無形資産の会計基準の開発予定を示した上で、今回の論点整理の位置づけを示した方が良いと思われるがどうか。	研究開発費の会計処理の検討とは異なり、現行の我が国の会計実務において無形資産全般に関する会計基準の検討が早急に必要であるとは当委員会は認識していないため、現時点で方向性を示すことはできない。論点整理にも記載のように、会計基準の国際的なコンバージェンスを迅速かつ着実に進めていくためには、特に重要な問題として認識された項目から検討する必要があると考えている。
33）国際会計基準を導入すべき	EUの指摘した項目に「研究開発費の会計処理」があることから、これに対応して我が国の会計基準を再検討するとのことだが、一挙に、国際会計基準を導入してはどうか。 米国基準と国際会計基準の両方との整合を念頭に入れた会計基準の変更作業が前提にあるように感じ、違和感がある。一本化の対象としては国際会計基準が望ましく、日本基準は廃止すべきである。	本論点整理は研究開発費に関する論点を対象としており、国際会計基準導入の可否は対象範囲外である。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。